平成２２年（フ）第１６０号
宮崎市神宮西１丁目59番地３　サーパス神宮弐番館224号
債務者　中村　政昭
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１号
北海道旭川市末広東２条７丁目４番11号
債務者　岩本　健二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５０号
北海道旭川市旭町２条12丁目98番地の219
債務者　藤原　政喜
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月14日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
佐賀県唐津市浜玉町谷口485番地
債務者　浦田　一秀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　貞喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２３５号
沖縄県うるま市字具志川3384番地２
債務者　島袋　秀基
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１６４号
大阪府東大阪市高井田本通７－３－９－601、住民票上の住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番９号
債務者　菊川　　功
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３０号
大阪市東淀川区大桐２丁目３番８号　太田ハイツ２Ａ号
債務者　中島　孝博
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２８号
大阪府東大阪市河内町11番７号
債務者　立花　勇二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２６号
大阪府豊中市緑丘１丁目22番15号
債務者　後藤　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下元　高文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３１号
大阪市天王寺区南河堀町１番16号　グランデール英Ⅱ303号室
債務者　お酒本舗こと　太田　　努
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５７号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番７号　サンティール北野603号、前住所大阪府寝屋川市幸町21番６号
債務者　中山　良治
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１９号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番45―207号
債務者　玉置　眞二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３３号
大阪市東住吉区湯里２丁目18番18―505号
債務者　奥　　蔵吉
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１３号
大阪市東淀川区瑞光４丁目11番32―515号
債務者　永野　純子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４５２号
埼玉県川口市芝園町３番２―1120号
債務者　若林　昭夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
千葉県八街市文違８番地63
債務者　岩渕　博之
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６４号
千葉県四街道市鹿渡518番地２
債務者　中村　賢司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部